

令和6年度 富山県立新湊高等学校の部活動(運動部・文化部)に係る活動方針

R6.4.1

<p>部活動に関する方針</p>	<p>生徒の自主的、自発的な活動を通じて、豊かな情操と創造力、責任感を養うとともに、心身の健全な発達と技術の向上により高校生活の充実を図り、豊かな人間形成に資する。</p>				
<p>休養日と活動時間の設定</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 483 603 835"> <p>休養日</p> </td> <td data-bbox="603 483 1442 835"> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、週休日のうち1日を休養日とすることとし、これを含む週2日以上を休養日を設定する。 ・既に週休日における対外試合等の日程が決まっている、大会前で休養日に活動が必要である場合など、実際の活動が上記によりがたい場合は、事前に届け出をし、その内容により校長が活動を認める措置をとることとする。 ・長期休業期間中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 835 603 1227"> <p>活動時間</p> </td> <td data-bbox="603 835 1442 1227"> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。)は、長くとも平日では2時間程度、学校休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ・原則として定期考査発表後から終了までの部活動は認めない。ただし、考査発表後は、1時間程度の部活動を認めることがある。 </td> </tr> </table>	<p>休養日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、週休日のうち1日を休養日とすることとし、これを含む週2日以上を休養日を設定する。 ・既に週休日における対外試合等の日程が決まっている、大会前で休養日に活動が必要である場合など、実際の活動が上記によりがたい場合は、事前に届け出をし、その内容により校長が活動を認める措置をとることとする。 ・長期休業期間中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。 	<p>活動時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。)は、長くとも平日では2時間程度、学校休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ・原則として定期考査発表後から終了までの部活動は認めない。ただし、考査発表後は、1時間程度の部活動を認めることがある。
<p>休養日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、週休日のうち1日を休養日とすることとし、これを含む週2日以上を休養日を設定する。 ・既に週休日における対外試合等の日程が決まっている、大会前で休養日に活動が必要である場合など、実際の活動が上記によりがたい場合は、事前に届け出をし、その内容により校長が活動を認める措置をとることとする。 ・長期休業期間中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。 				
<p>活動時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。)は、長くとも平日では2時間程度、学校休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ・原則として定期考査発表後から終了までの部活動は認めない。ただし、考査発表後は、1時間程度の部活動を認めることがある。 				
<p>活動計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部顧問は、次の活動計画等を作成し、校長に提出する。 ・年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等) ・毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等) 				
<p>その他</p>	<p>競技の特性によって、季節により屋外の活動場所が限られる部活動(ヨット部等)や、大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要な部活動における休養日及び活動時間については、事前の活動計画等により校長の承認を得て、次のようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。 ・大会や練習試合等により、1日の活動時間が長時間になる場合は、その後に休業日を設けるなど、生徒の運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活に支障が生じないように配慮する。 				